

法外支援在宅サービス事業実施要綱

（目的）

第1条 法外支援在宅サービス事業（以下「事業」という。）は、現行の制度の谷間にある病院や施設等に入院（入所）中の患者等に対し、外泊等の理由により帰宅した場合に居宅において訪問介護員を派遣し、又は通所介護事業所に通所することにより外泊患者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（事業内容及び対象者）

第3条 この事業は、すさみ町出身者ですさみ町内の居宅に外泊等の理由で帰宅した際、次のサービスを利用することができる。

- 1 訪問介護事業
- 2 通所介護事業

（サービスの内容）

第4条 この事業のサービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 訪問介護事業は、生活援助と身体介護とする。
- 2 通所介護事業は、送迎、食事、入浴等の身体介護とする。

（利用料等）

第5条 利用料は、次のとおりとする。

- 1 訪問介護事業の利用料は、訪問介護員1名に対し1時間1200円とする。1時間以上で30分を超える毎に600円を追加する。
- 2 訪問介護事業の利用は、原則的に8時30分から21時30分までとする。
- 3 通所介護事業の利用料は、1日（9時から16時30分）を通じて4000円とする。
- 4 利用料は、利用月毎に精算し本会に支払うものとする。

（利用申請書）

第6条 事業の利用を希望する者は、毎年度1回本会事務局長に法外支援在宅サービス事業申請書（別紙様式1）を提出し、許可を受けなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月31日から施行する。

(別紙様式1)

法外支援在宅サービス事業申請書

平成 年 月 日

すさみ町社会福祉協議会事務局長 様

申請者 住所

氏名

印

対象者との続柄 ()

すさみ町社会福祉協議会法外支援在宅サービス事業実施要綱により事業を希望しますので申請します。

氏名				生年 月 日	M・T・S・H 年 月 日生	
住所				電話番号		
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	備考		
入院(入所)先の名称	電話番号 ()			主治医氏名		
心身の状況	視力	普通・弱視・全盲	歩行	普通・つえ使用・一部介助・全介助		
	聴力	普通・やや難聴・難	排泄	普通・一部介助・全介助・おむつ使用		
	言語	普通・やや不自由・不自由	入浴	普通・一部介助・全介助・清拭		
	食事	普通・一部介助・全介助	着脱衣	普通・一部介助・全介助		
	じょくそう	有・無	身体障害者手帳	種 級・障害の内容 ()		
	疾病	無・有(病名)				
		認知症がある場合はその状況				

【同意書】

上記申請に係る個人情報の取扱いについて、本事業利用者の福祉の促進を図ることを目的とし、本会内部での審査状況並びに利用状況管理に利用することを同意します。

署名

印